

## 共謀罪は絶対廃案に！



しまね総がかり行動実行委員会は、5月19日（金）、18時00分から、松江テルサ前で、150人が集まり、「5・19戦争させない・9条こわすな島根県集会」を行いました。折しもこの日、安倍政権は、衆議院法務委員会で共謀罪法案を強行採決しました。国民世論を無視し、審議も尽くさない強行採決に抗議し、「絶対廃案に」の決起の場になりました。

集会では、野党3党のスピーチに続いて、弁護士の岡崎真由子さん、宗教者の松浦さん、大学での軍事研究反対について島根大学の尾崎さんがそれぞれ訴えました。実行委員会からは、この間の経過と今後の運動について、島根大学人の井上さんが報告。最後に集会アピールの採択と、みんなでコールし締めました。



しまね総がかり実行委員会は、毎月19日の行動と合わせ、7月17日（月）午後、山口二郎さん（法政大学教授・政治学）を招いて松江テルサホールで大学学習会を開きます。職場や地域、学園で誘いあって参加しましょう。しまね総がかりの賛同者も増やしましょう。



7・17大学学習会  
◆7月17日（月）午後  
◆松江テルサホール  
◆講師：山口二郎さん  
（法政大学教授・政治学）

## 5・19戦争させない・9条こわすな 「共謀罪」の創設に反対し、廃案を求める集会決議

私たち、しまね総がかり行動に参加した150名は、現在国会で、与党自公他と安倍内閣が推進し成立させようとする共謀罪の創設（「組織的犯罪処罰法」の改正法案）に強く抗議し、法案の廃案をめざし、緊急の訴えと行動をさらに大きく広げることで思いを一つにしました。

共謀罪を盛り込んだ改正法案は、与党・政府によって国際条約（国際・越境組織犯罪条約）の締結と2020年五輪・パラリンピック東京開催に伴うテロ防止対策に必要ということをお説きしていますが、その立法を必要とする社会的事実も根拠もありません。

テロ防止対策として、政府はすでに13の国際条約を締結しており、テロにつながるような重大犯罪は、現行の組織的犯罪処罰法等によって、未然防止の手立てが法制化されています。この点で、五輪・パラリンピック開催にテロ防止対策が出来ていないとするのは、対策の現行法があることを意図的に隠し、犯罪名に「テロ等予備罪」と付し、創設することは国民に危機と恐怖を与え、これに便乗しようとする詭弁でしかありません。

今回「テロ等予備罪」（共謀罪）の本質は、刑法の基本原則である実際に犯罪行為が行われ危害が発生しなくても、277罪に絞ったとされる犯罪行為を相談しただけで「犯罪」とし、新たな予備、準備行為として処罰しようとするものです。

犯罪組織の処罰も、最初から認定された犯罪組織だけでなく、憲法が保障した一般市民のサークル、組合等の自由な活動が、さらには場合によってはインターネットで結びついたライン等、SNSにまでも広がり、いったん「犯罪情報」を共有したとすると、その処罰対象となることが法相の議会発言でも否定されていません。犯罪情報の（集団での）共有、人の集合、外から犯罪と判別できない行為（自動支払機での現金引出し等）があったとされれば、一網打尽に組織的「犯罪の準備・共謀者」として処罰可能となります。このように、組織犯罪（者、集団）の準備の定義は、流動的でありまいなのです。

この共謀罪は、警察などの捜査機関が、これらの犯罪捜査のため、インターネットを含め事前に情報収集することにまで捜査権限を拡大させ、結果として一般市民の自由な活動を圧殺する監視社会につながる危険性をもっています。

この共謀罪は、戦前の治安維持法にたとえられます。同法はまずは少数の国体変革の目的をもった特定の組織の処罰をお説きにした弾圧から始まり、ついには宗教者（団体）、文化人（組織）、一般市民・学生の自由、生命を奪う根拠法となったのです。まさに、共謀罪は、まずは「テロ組織」対策をお説きに、そして「一般の組織・個人」が犯罪情報・目的が共有できたとする（準備）行為があれば、すべてを処罰の対象とし、やがてモノが言えなくなる戦前の戦争国家づくりに似た立法であり、安保関連法（戦争法）、特定秘密保護法などと一体の廃止するべき悪法というほかありません。

みなさん、ともに「共謀罪」の創設に反対し、何としても廃案をめざしましょう。

## 5・19戦争させない・9条こわすな島根県（松江）集会